

議案第38号

勝山市下水道条例の一部改正について

勝山市下水道条例(昭和57年勝山市条例第21号)の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年8月29日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

使用料の額の算定に使用する計測器について、規定の口径を超える計測器を設置する事業所が存在し、これに対応すべく、新たに量水器の口径及び料金等を表に追加するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市下水道条例の一部を改正する条例

勝山市下水道条例(昭和 57 年勝山市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表第 2(第 12 条の 4 関係) (1 月につき)				別表第 2(第 12 条の 4 関係) (1 月につき)			
使用区分	使用料区分	排水量等	料金	使用区分	使用料区分	排水量等	料金
一般汚水	基本使用料	10 立方メートル以下の分	1,230 円	一般汚水	基本使用料	10 立方メートル以下の分	1,230 円
	従量使用料(1 立方メートルにつき)	10 立方メートルを超え 30 立方メートル以下の分	130 円		従量使用料(1 立方メートルにつき)	10 立方メートルを超え 30 立方メートル以下の分	130 円
		30 立方メートルを超え 50 立方メートル以下の分	150 円			30 立方メートルを超え 50 立方メートル以下の分	150 円
		50 立方メートルを超え 100 立方メートル以下の分	170 円			50 立方メートルを超え 100 立方メートル以下の分	170 円
		100 立方メートルを超える分	195 円			100 立方メートルを超える分	195 円

公衆浴場汚水	基本使用料	10 立方メートル以下の分	1,230 円
	従量使用料(1 立方メートルにつき)	10 立方メートルを超える分	63 円
水道水以外の計測器	時間計(1 個につき)		50 円
		量水器(直読式 1 個につき)	口径 13 ミリメートル
	口径 20 ミリメートル		95 円
	口径 25 ミリメートル		110 円
	口径 40 ミリメートル		250 円
	口径 50 ミリメートル		480 円
	口径 75 ミリメートル		1,120 円
	口径 100 ミリメートル		1,500 円
	量水器(遠隔式 1 個につき)		口径 13 ミリメートル
		口径 20 ミリメートル	250 円
口径 25 ミリメートル		260 円	
口径 40 ミリメートル		360 円	
口径 50 ミリメートル		1,550 円	
口径 75 ミリメートル		1,800 円	
	口径 100 ミリメートル	2,200 円	

公衆浴場汚水	基本使用料	10 立方メートル以下の分	1,230 円	
	従量使用料(1 立方メートルにつき)	10 立方メートルを超える分	63 円	
水道水以外の計測器	時間計(1 個につき)		50 円	
		量水器(直読式 1 個につき)	口径 13 ミリメートル	50 円
	口径 20 ミリメートル		95 円	
	口径 25 ミリメートル		110 円	
	口径 40 ミリメートル		250 円	
	口径 50 ミリメートル		480 円	
	口径 75 ミリメートル		1,120 円	
	口径 100 ミリメートル		1,500 円	
	口径 125 ミリメートル		1,920 円	
	量水器(遠隔式 1 個につき)		口径 13 ミリメートル	200 円
			口径 20 ミリメートル	250 円
		口径 25 ミリメートル	260 円	
		口径 40 ミリメートル	360 円	
		口径 50 ミリメートル	1,550 円	
		口径 75 ミリメートル	1,800 円	
		口径 100 ミリメートル	2,200 円	
		口径 125 ミリメートル	3,650 円	

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。